

第七部

第一回参議院厚生委員会會議錄第十号

(一五六)

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制價額撤廃に関する陳情(第七号)
- 聖靈生命保険法保護法の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員の生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 國民健康保険組合制度を改革することに關する陳情(第六十六号)
- 國民健康保険金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉い子君発議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 災害救助法案(内閣發付)
- 兒童福祉法案(内閣發付)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第五百十三号)
- 國民健康保険組合の振作促進に関する陳情(第五百五十五号)

○國民健康保険制度の更生に関する請願(第八十二号)

○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)

○恩給増額に関する陳情(第九十三号)

○最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)

昭和二十二年八月二十二日(金曜日)午前十一時三十四分開会

本日の會議に付した事件

○医療制度調査に関する小委員の数を一名増加に関する件

○兒童福祉法案

○委員(櫻本重雄君) これより委員會を開会いたします。

最初に厚生委員会に医療制度調査會に關する小委員を設けることを皆さんから決議なさいました。これに対する十一人の委員を決定したわけでありますが、更に一名増加いたしました。て、草葉國君を加えることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(櫻本重雄君) 草葉君を加えて十二名といたします。

それから本日の本會議で議長から報告がありましたように兒童福祉法案の審議に對しまする実地視察といたしまして、山下義信君、小川友三君、宮城タマヨ君、草葉國君、河崎ナツ君、木内キウ君、三木治朗君、以上の七名の方に明二十三日から二十八日まで御視察をお願いいたします。

これより兒童福祉法案についての質疑を行います。

○宮城タマヨ君 兒童福祉法案について、先に厚生大臣から御懇切な立案の趣旨も伺いましたし、それから條文も私は暗記するくらいたび／＼読んで見まして、そうしてこの兒童福祉法案が兒童福祉法として、非常に廣範圍に互ります子供福祉について、随分至れり盡せりの行き届いた法律となりまして、これがよく／＼出ました點に、そうしてこの最下部の方の機構にまで本當の運営がなされたら、私は今まで困つておりました母親なり天山の氣の毒だつた子供達が、どんなに仕合せになるかということをおもひますときに私共としてこの法案を立案なものにして奮め上げたという私は私なりの希望を持っております。一昨日の晩私は夢に見まして、どうも言いたいけれども、言われないうで汗じつくりになりまして目が覚めましたような次第で、私は母親の立場としてとにかく微力ながら一生懸命にやりたいと思つております。

それでい／＼天山の質問を持つておりますが、皆さんの御迷惑にならないように小出しに少しづつしたいと思ひます。今日第一点だけの質問をいたしたいと思ひますがこの兒童福祉法案の兒童という言葉でございましてこれは立案者の方で何か法的の根拠があつてお使になつたかということにございまして。兒童ということに常識的に考えますと、子供と私共はすぐ考えますけれども、この條文の第四條の三

項に、小学校の就学の初から満十八歳に達するまでの者という年齢の制限がいたしてございまして、この十八歳までの者を兒童という中に入れることが適當かどうか、これについて立案なさりました方である／＼御研究があつたかどうかと思ひますので、伺いたひのてございまして。

一休兒童という言葉は、私共今まで常識的に使つておりましたのは、小学校の年齢の子供にたいしては兒童という言葉を使つておりました。それから中等学校、女学校の年齢になると、女学校の兒童、中学校の兒童と言わないで生徒と言ひます。生徒という言葉は中学校から専門学校の者にたいして生徒という言葉を使ひ、大学に参りますようになつたら学生という言葉を使つております。このことについてもう少し法的のものがあつかうべきかと思ひましたが、まだ今日の準備ができておりませんけれども、とにかく普通に言われております兒童とは、子供という言葉に使用されておりますので、この法案の表面と、それから内部、つまり十八歳の者までを兒童の中に入れるということに、私は非常に懸念があるように思つております。今度の改正された民法によりまして結婚年齢は男は十八歳で女は十六歳ということになつておりますが、まあ十八歳や十六歳が結婚年齢とされておるときに、この兒童という中に含めて宜いかというの問題でございまして。私は兒童という以上は、法の内容においても、まあ少くとも小学校の年齢兒童までに止めて頂いたらどうか。満十四歳まで、そうすると今までの教護法によります少年というものの、教護法の第一條にその年齢が決められてございまして、これは十四歳未満の者ということになつております。それが十八歳までに上げなければならぬというその十八歳までを兒童としなければならぬというのを兒童としなければならぬという必要があることになりまして、この兒童福祉法の第四十二條に「教護院は、不良行為をなし、又はなす虞のある兒童を入院させて、これを教護することとを目的とする施設」と書いてござい

との間の法律の關係でございますが、今まで十四歳未満の者でございますが、なにも抵触することはないのでございませうけれども、年齢から申しますと十四歳未満の子供はこれに子供という言葉を適用する所を兒童でございまして、普通の教育の対象としてございまして、平たく申しますとこれに母に撫でられて育つ年齢でございます。それから十四歳以上になりますと、普通教育に家庭教育においても、それ以上の者はやはり母の愛、母の手に撫でられるだけということではなくて、そこに父性の嚴、つまり父の教育というものを加えなければならぬ年になって、この十四歳という時が私は教育の段階をなすものではないかというふうに考へるのでございます。極く卑近なことを申しますと、子供が育つて来ますと、教育の中で一番遠くまで来ますと、一枚の蒲團を母親が考へるときでも、それまでは柔らかな蒲團でよいけれども、もう十四歳以上中等学校程度になりますと、蒲團の側も木綿で固いもので、蒲團の側も木綿で固いもので、蒲團を作つて着せなければならぬというので、一番そこに教育のやり方も違ふ。いろいろ扱い方も違ふ。それが普通の子供でもそうでございますが、今度は不良行爲をなし、それから犯罪行爲をなしますというふうな子供に對しての取扱といふものは、これは又普通教育以上に格段とそこに違つたものがないければならぬこと、それを教護法によつて、十四歳から十八歳までの者を一緒に教護院に入れてしまふ。昔

の感化院に入れて、そこで教育をして行かうという立案をなさいましたところには、何かそこに根拠がございませうか、私はできるなら十四歳未満の者についての取扱とそれ以上の者についての取扱と、どうしてもここに区切りを立てなければ、殊に不良の行爲をなす者、或いはなす虞のある者というものが、同じ所に收容するというふうなことは、これは余程考へ物じやないかと思ひます。だからむしろこの十四歳という、十四歳までの者にしておけば、この法律の年齢、つまり兒童福祉といふ、この兒童といふこと、それから内容が私は一緒になるかと思つております。

私はこの少年法、つまり少年審判所なんかの仕事についても三十年來私の持論としてゐるところは、どうしてもおすこに女の審判官を置きたい、女の審判官を置きたいといふ一つのその狙いどころは、十四歳未満の者、つまり今まで言ひますと、つまり小さい子供が入りましたような場合には、どうしても女の人が母親の立場で審判をします方が効力があるだろうといふことを常に考へておりました。それで婦人の審判官を置きたいといふのが私の年來の希望であります。そういうところから考へても、やはり私は十四歳未満を第四條でございまして、満十八歳とすることについて、もう一遍お考へを願ひたい希望でございますけれども、十八歳といたしましたその点について、立案者の御意見が伺いたいと思ひます。

〇政府委員(米澤常道君) 官城委員の御質問にお答えいたします。非常に専門的な立場からのお尋ねであります。先ず十八歳に引き上げた理由につきまして申し上げたいと思ひます。この現行法令その他今の普通の事情から申しまして、年齢を或いは十四歳或いは十六歳、又は十八歳、二十歳、いろいろな角度からこの年齢を区切つておられます。お話の通り、少年教護法におきましては今まで十四歳で区切つておつたのでありますが、今般兒童福祉法を制定立案するに當りましてこの年齢をどうするかということは大きな御指摘の通り問題であつたのであります。それで御承知のように、労働基準法におきましては十八歳を以て一つの日本人のあらゆる社会的な條件、或いは生理的な條件、その他の観点から十八歳といふものを一つの保護年齢と申します。十八歳以下の労働少年につきましては詳細な保護規定を設けておるのであります。いろいろ研究いたしました結果、やはり十八歳以下といふものがあらゆる観点から保護を要する。勿論普通の子供でありますれば、今日の情勢からいまして何れそんな心配もないと思ひますけれども、一應十八歳以下といふものにつきましては、國としてあらゆる保護乃至は面倒をみるという態勢が是非とも好ましいといふ点から、この福祉法で対象とする者は十八歳まで引き上げようといふことにいたしましたのであります。それから更に今日の情勢からいまして、或いは浮浪兒でありますとか、一般不良兒、こいつた年齢層をみますと、十八歳程度の者が非常に、特に終戦後の今日におきまして、多数

巷においていわゆる問題の子として問題にされておるのであります。こいつら客観的な情勢を考へまして、兒童福祉法においては幾くとも十八歳までの者を一應全部対象とするという見解から十八歳まで年齢を引き上げた。つまり少年保護法の關係におきましては引き上げた、こいつら關係に相成るのであります。それで只今御指摘のうちに、兒童といふ言葉が非常に不適当ではないか、従来の用語例、その他から申して不適当ではないかという御説であります。これは全く私達も同感なのであります。何かいい言葉がないかといふこと、研究をいたしましたのであります。どうも平たく申しましてこの法律は御指摘の通り子供の福祉のための法律といふ考へ方であり、併し法律用語といたしまして考へましたところ、なか／＼適當な言葉がどうしても見附かないのであります。假にこれを少年福祉法といふふうに考へますと、最も肝腎な対象でありますところの兒童に相當する部分がなく感じがはけて来る。それで極めて止むを得なかつたと申します。適當な他に宜い言葉が見附かないといふのが消極的な理由であります。今一つはこの法案の対象とする者が兒童、いわゆる普通に謂ふ兒童といふものが一番対象として多いのである。こいつら、多少十八歳までの兒童と言ふといふことはどうかという懸念があるものでありますけれども、止むを得ずこいつら言葉を使つたのであります。ここの点は御了解を願ひたいと思ふのであります。

次に少年法との關係であります。御指摘の通りに少年法は犯罪刑罰行爲に觸れる行爲をなすいわゆる犯罪少年、犯罪少年といふことに相成つております。これは司法當局とも極めて緊密に研究をいたしましたのであります。この法律的な建前といたしましては、二十四條の一保護者のない兒童又は保護者に監護させることが不適当であると認めらる兒童を発見した者は、これを兒童相談所又はその職員に通告しなければならぬ。但し、少年審判所の保護処分をなすべき兒童については、この限りでない。こいつら書きをつけまして、少年法との技術的な面におきましてはつきりいたしておる。つまり少年法に基く保護処分を要するものは、少年審判所という法律上の技術的な關係といたしましては、二十四條と少年法との關係からいまして、こいつら表現の言葉の上から申しますと、少年法は刑罰法令に觸れ、又觸れる虞のあるといふような字を使つております。本法におきましては御指摘の通り四十二條において不良行爲といふ字を使つておるのであります。そこでこの字句の解釈といたしましては、結局犯罪程度の強い者は、結局少年法の処置を待つといふことに相成るかと思ひます。以上申し上げましたようにこの言葉としましては確かに兒童といふ字にやや疑問を懷くのでありますけれども、本法の対象とするものがいわゆる世間と言ふ兒童といふ部分が一番多くを占めておる。そういう点に着眼いたしました兒童といふ文字を使つたのであります。十八歳まで延ばしましたのはいろいろ他の法令等の關係、或いは今

者を一緒に病院に入れてしまふ。昔思います。

特に終戦後の今日におきまして、多

才に少年法との関係がありますか

いふ／＼他の法令等の関係、或いは今

日の実際の事情等から考えまして、十八歳までの子供のうちの或部分につきましては、やはり福祉の観点から相当保護を要する。こういう理由で引き上げたようなわけでありまして、少年法との関係につきましては、只今申し上げましたように技術的にははつきりいたしております。又実際上の問題といたしましては犯罪性の強い者は少年法によつて処置されまして、その他の不良というものが本法或いは教護院というふうなもので処置をされる。こういうふうなことを考へております。

○谷口三郎君 只今の質問とよく似た名称のことについて私もお尋ねする次第であります。児童福祉法が今同できるということにつきましては、我が国の多年の希望が実現するといふ時機が来たと思つて誠に喜んでおる次第であります。尤も只今の御説明で、児童が主であるから、幼児が主であるからというお話をございまして、そうすればそれでも結構であります。御承知のように子供を立派に育てる、立派な子供を持つといふ場合には先ず結婚から注意をして行くことが必要であると思ひますので、個々の場合には妊娠、或いは分娩後一年とかいふ母性も入つてはおりますけれども、結婚といふところまで進んでおりませんために、生れる子供に対する心配が可なりありはせんか。従つて児童福祉といふよりか、母子福祉法として頂いた方が、この案には最も適当じやなからうかと思つておつたのでござい

第七節 厚生委員会會議録第十号 昭和二十二年八月二十二日

ども、お答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(米澤常道君) 御趣意はお尋ねの通りでありまして、我々といひましてもこの法案におきましては、母性の問題といふものを今日の日本の情勢からできるだけ取り上げたといふことである。研究もいたしたのであります。御覧のような程度のことと相成つておるのであります。併し母性、更に結婚といふものにつきましても、保健指導その他いろいろ規定もあ

○谷口三郎君 只今の御説明で児童といふ字をお使いになつたことのあるまじは分りました。實際に十七、八歳になると児童とは言われないのであります。これは差支ないものであれば児童少年福祉法となさつたらいかでしようか。この点どうお考えはな

○中平常太郎君 只今の御説明で児童といふ字をお使いになつたことのあるまじは分りました。實際に十七、八歳になると児童とは言われないのであります。これは差支ないものであれば児童少年福祉法となさつたらいかでしようか。この点どうお考えはな

か。この点がいけないので児童だけにするとするならばその理由をお聴かせ願ひたい。

○政府委員(米澤常道君) 只今の御質問にお答えいたしますが、児童少年法といふふうな仮に書きますと、法律の件名といたしましては少し冗長に互るような氣もいたします。それに御承知のように新憲法の二十七條第三項におきまして、児童はこれを虐待してはならないといふ字を使つてゐるのであります。この児童といふ新憲法に使用してある字句には年齢をどこまで指すのかはつきりしたものは勿論ありませんが、この新憲法の児童といふのはつまり子供、それと相對したと言ひます。それと同じような氣持でこの法案を児童福祉法といふふうな名づけてい

○河崎ナツ君 宮城さんの質問も御尤もで、又説明の意味もよく分つたのであります。それで大蔵省さんが児童にこだわるころの……法案の提出者である政府は一般的に見て児童が多いからそこに中心をおいて名前をつけたといふわけでありまして、私は児童といふ問題にそうこだわらないで、今仰しやつたように今までの教育、児童或いは学生或いは生徒という言葉は非常に社会通念になつておるかのごとくで

○中平常太郎君 第四條に「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいふ」とある、それから児童を三つに分けてありますから、分けた上においてはその点は差支ないものであります。少年があつても差支ありませんが「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいふ」という定義が下されておりますから、この定義が普通の通念では十八歳迄は児童とは言われないのであります。これは學術語、その

同感で、日本人は十八歳くらいまでは心身共に徐々に段々に成熟していつて

○政府委員(米澤常道君) それは先程からも申し上げた通り、今までの用語例から申しますと、やはり十八歳までの者を児童と言ふことについては、多少社会的な通念から慣れていないといふことは勿論同感であります。ただここに法律上の定義として書くことについては別に差支はないと思ひます。

○山下義信君 児童の福祉でござい

○中平常太郎君 第四條に「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいふ」とある、それから児童を三つに分けてありますから、分けた上においてはその点は差支ないものであります。少年があつても差支ありませんが「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいふ」という定義が下されておりますから、この定義が普通の通念では十八歳迄は児童とは言われないのであります。これは學術語、その

他定義を付ける場合に、十八歳に満たない者は児童と言ふのでしようか、その点を伺ひます。満十八歳に満たない者を児童と言ふ定義が認められるかどうか。

○政府委員(米澤常道君) それは先程からも申し上げた通り、今までの用語例から申しますと、やはり十八歳までの者を児童と言ふことについては、多少社会的な通念から慣れていないといふことは勿論同感であります。ただここに法律上の定義として書くことについては別に差支はないと思ひます。

○山下義信君 児童の福祉でござい

○中平常太郎君 第四條に「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいふ」とある、それから児童を三つに分けてありますから、分けた上においてはその点は差支ないものであります。少年があつても差支ありませんが「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいふ」という定義が下されておりますから、この定義が普通の通念では十八歳迄は児童とは言われないのであります。これは學術語、その

積りであります。それからこの十八歳以上の者についてはどうするかというお尋ねでありまして、これは実際子供を扱う場合におきまして最も大事な問題であろうと考えます。併し法律とい

たしまして一應の年齢を区切る必要がありまして、例えこの法律の中にありますとか、精神薄弱児の施設等におきましては、むしろ二十歳、三十歳、一生涯でも置かなくちやならんという

ようなことも考えられるのであります。併しこれは法律といましては、一應境界を区切る必要がありまして、十八歳以上の者につきましては、特殊な場合に二十歳まで延ばすことも

条文の中に考へてはありますけれども、實際問題といましてはやはりアフターヤード児童保護の施設と申しますか、こういったものが將來實際行政上の措置として考へていかなくちやならん問題であらうかと考へておるの

であります。
○山下義信 ちよつと私の……まあ只今の御答弁も誠に参考になりましたが、私の伺いたいと思ひますのは、このいゝな各種の施設にそれに対する保護を加へたというだけではその児童の福祉に本當になりましか、將來その子供が救われて行くか、この十八歳までの間に一つはいゝな施設の中で子供に対するやり方というものが、且又十八歳過ぎた後の行き方

なければならんが、それがこの法文の上には現れておらん。これは各施設のやり方を細かく命令か何かで細則のやうなものお決めにいたしますか、例え

ばその禁などはどういふふうにしてやるとか、或いは職業はどういふふうにつけさせるとか、教育はどういふふう

にやらせるとかいうふうにして、この施設の内容がしつかりしておられませんか、と、本當の子供の一生涯の福祉をこの法案でこの年齢の範囲内で與へて行く

こと、この目的が私はでんきだろ、こゝろ思いますので、その辺に對して、この法案はどの程度御用意がある

のでございましょうかというのを伺うのであります。
○政府委員(米澤常道) 御質問に御答へいたします。勿論我々といしまして、児童福祉という点からこの施設に入れたことのみを勿論考へておらんのであつて、いゝなその他の社会的な環境、社会教育、いゝな面から指導の問題をできるだけ考へて行きたいと思つております。それからこの施設の中のことにつきましてどうするか、私これは勿論御指摘の通り最も大事な根本的な問題であらうかと考へるのではありませんが、この施設の運営等につきましても、運営費は設備費に

比して最低基準といふものでございまして、果して最低基準といふものでございまいことまで考へられるものかどう

かといふことには、いささか疑問もあるのではありませんが、この法律がございまして、中央地方にそれ／＼福祉委員会を作る、専門の方々に集り

て、その施設の特色を十分考へて、その施設の運営といふ中には或いはや

はり一日の目録と申しますか、プログラムといふやうなものも入つてくる予定であります。そういうものにつ

きまして、最低基準の面でもできるものは、是非そこで表して行きたい。こゝろこゝろに考へております。
○山下義信 他の委員の方の御質問も随分あるようございまして、私

はこれで打ち切りますが、どうも徹底的にそのいふ点がこの法案には実は現れていない。例へば学校教育をつま

りていふ。例へば学校教育をつまらうとするかといふことは、ただ單に四十六條のところで一條條さつと

お示しになつてあります。つまりいふと、これは生徒に学校に皆行かすといふやうなことになるのであります

です。この法案では……。ただその特殊の今言つた不具者でございまして、か、あゝいゝやうな教護院、あゝいゝところの中の学校は認める、こゝろこゝろでございまして、教育といふことも非常に大切なことで、そうすると例へば百五十名、三百名と收容してお

ります施設は中で教育をすることができるとか、外の学校に通わざなければならぬのかといふやうな点が明確でございせんが、教育の與へ方、これは一例であります。法案はそこはどうか。こゝろこゝろに考へておいでになります。
○政府委員(米澤常道) この教育の問題は勿論御指摘の通り最も大事な問題であります。その点は教育をどうするかといふことは明確にはされておらん点もあるように見受けられますが、四十六條の第一項で、結局教育は学校教育

法によつてやるのだといふことを強いてここに言ふ必要もないかとも思うのでございまして、ともかく学校教育法において定めるところでやるのだといふことをはつきりいたしておる

のであります。ただ特殊な教護院とかその他につきまして、普通の学校に來たためにその学校が困るといふやうなものについてはこゝろこゝろ特殊な規定を設けておるのであります。普通の子

供についてはできるだけこの區別をしませんで、学校教育法の根本精神でやつていきたいといふふうに考へておるのでございまして、只今山下議員のお話の通り實際問題といつたしまして、その沢山の児童が一緒にいるやうな場合に、学校に通ふよりもそこでやつた方がいゝといふ御意見も勿論あり得ると考へるのであります。こゝろこゝろの場合におきましては、この学校がこゝろの方に延長して分教場と申しますか、こゝろこゝろの形ではないか。原則として

はすべてこの学校教育法という建前でいきたい。こゝろこゝろに考へておるのであります。
○小杉イサ子 私は先日質問いたしましたのでございまして、こゝろこゝろにございまして、第三十三條の第五項であります。満十五歳に満たない児童に酒席に

陪する行為と禁酒法とを考へてはならないといふ点であります。この点は未成年者禁酒法があるのであります。こゝろこゝろにこれを記入せんでよいといふ思ひであります。若し記入するならば満十五歳は削除する方がよい。どうしてならぬか、児童のために念のため記入するならば、十八歳までと修正しなければいけないといふことを提唱いたします。修正すべきこと

は修正するのが委員会、削除すべきところは検討して削除するのが委員会でありまして、殊に宮城先生のお説などは、大いに修正の必要があると思つております。

○政府委員(米澤常道) 只今の小杉委員の御質問にお答へいたします。未成年者禁酒法その他の関係と関係いたしました。三十三條の五号が不要ではないかといふやうなお尋ねでありましたが、これはこの三十三條の何と申しますか、罰則が非常に重くなつて

おりますので、特にこゝろこゝろに満たない児童を保護する必要上、こゝろこゝろにこゝろこゝろに禁止したいといふのが、特にこの五号を書いておる趣旨であります。尚十五歳に達しない十八歳

にすべきではないかといふお尋ねであります。これは勿論福祉法は十八歳までを児童としておりますけれども、こゝろこゝろ、四号、五号に掲げておりますのは、それ／＼十五歳で年齢を区切つておるのであります。これはやはり今日の社会情勢等を考へまして、又この労働基準法なんかと照へて二にする必要もありません。こゝろこゝろに三

号、四号、五号といふやうな場合には十五歳で年齢を区切つておるのであります。
○井上なつと君 第十九條でござい

て頂きたいと思ふのでございます。でございまして、十四歳以下、以上というところを一つお考えを願いたいという希望を持つのでございまして。希望を持つのでございまして、すけれども、ここに私の伺いました少年法と申しますのと、教護院法で申しております不良行為、犯罪行為ということについての筋を、先ずどこで線を引くかということをお願いしたいのであります。

○政府委員(兼事務局長) この第四十二條の不良行為という字句の解釈からいたしますと、これは不良行為という字の範圍から申しますと、勿論犯罪少年年というものも普通の解釈からは入つて来ると思ふます。併し法律的に申しますと、この兒童福祉法と少年法とを一緒にして、これは綜合解釈をされなければならぬということに相成るのでありますから、俗に言う不良行為というのには勿論犯罪少年というものも入りますけれども、この両方の法律を綜合して解釈するということがなりました。この少年法で申しますと、犯罪少年と申しますのは、いわゆるこの刑罰法令に於ける行為或いはその心算のある子供、更に又少年法の保護処分をなす必要のある児童、こういうことにあるのであります。線を引くことと申しますが、これは年齢とか何とかいうことでは線は引けません。今までと違ひまして十八歳まで引上げました關係上、年齢によつて線は引けませんけれども、現金上明らかに犯罪少年、犯罪を犯した少年或いは犯罪を犯す虞のある少年につきましても、少年法におきましては特別保護処分をするという事になつております。それで

ら保護処分をなす子供或いは犯罪少年であつて刑を科すべき子供が少年法という事になつておると思ふます。それから教護院等におきまして、子供の分類という問題は、御指摘の通り非常に大事な問題であります。むすかし問題であるのであります。これはできるだけ今後科学的にこの分類收容というものを研究したいと思ひます。できますればその一つの教護院におきましても、子供を十分に分類いたしまして收容、保護したいと考えておるのであります。

○委員(兼本重蔵君) 本日はこれを以て散會いたします。

午後零時三十八分散會

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君

理事 今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君

委員 河崎 ナツ君
中平常太郎君
三木 治朗君
草葉 隆國君
中山 壽彦君
木内キヤウ君
藤森 眞治君
井上なつ美君
小川 友三君
小杉 イ子君
渡多野林一君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君
山下 義信君
千田 正君

昭和二十二年十月一日印刷

政府委員 厚生事務次官 金光 義邦君
厚生事務官(兒童局長) 米澤 常道君

八月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、國民健康保險制度の更生に関する請願(第八十二号)

一、青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)

一、恩給増額に関する陳情(第九十三号)

一、最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)

(請願第八十二号) 昭和二十二年八月四日受理

國民健康保險制度の更生に関する請願 請願者 鳥取市役所鳥取市國民健康保險組合理事長 竹田平一外七十二名

紹介議員 田中 信儀君

鳥取縣國民健康保險組合は医療及び財政の面から不振を呈し、事業の休止、活動機能の喪失が脱出の現状である。國民健康保險制度の改善強化を計り、民生の安定を期するため、社会保険の統合強化、医療公營の所行、國庫補助金の増額を實行されたいとの請願。

(請願第八十七号) 昭和二十二年八月五日受理

青少年禁酒法制定反対に関する請願 請願者 奈良縣磯城郡三輪町 兒島順太郎外百十名 (外二件)

紹介議員 柏木 康治君

この請願の趣旨は、請第五十八号と同

じである。

(陳第九十三号) 昭和二十二年七月三十日受理

恩給増額に関する陳情 甲府市橋町十八番地山梨縣教育會事務所内山梨縣教員恩給増額期成同盟會代表 吉田祐吉

物價の高騰激しいとき、各職域は給與の増額をみたが、恩給のみ以前の通りであつて受給者は生活困難であるから、現恩給受給額を十倍に増額せられたいとの陳情。

(陳第二百十八号) 昭和二十二年八月一日受理

最低生活の保証に関する陳情 廣島縣豊田郡忠海町吳布工業有限會社従業員組合代表 伊勢本花市

吳布工業有限會社の賃金は、國內勞務従業員のそれと較べてはるかに低いので、従業員組合では会社に対し交渉中であるが、成立しそうでないから、最低生活保証資金支給を認めるようにせられたいとの陳情。

昭和二十二年十月二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(一六〇)

第七部

第七部

第七部

第七部

第七部